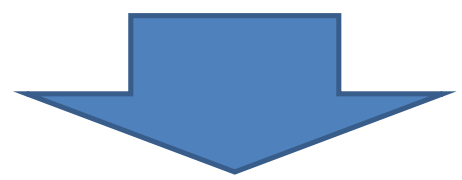


平成30年度幼稚園就園奨励費補助金（案）について（制度変更分比較）

◆平成29年度

市民税額の区分		兄・姉の有無		
		生計を一にする兄・姉を含めて、園児が第何子に該当するか		
		第1子	第2子	第3子以降
①	生活保護を受けている世帯	308,000		
②	市民税所得割額が0円の世帯（ひとり親等の世帯）	272,000 (308,000)	308,000 (308,000)	308,000 (308,000)
③	市民税所得割額が77,100円以下の世帯	139,200 (272,000)	223,000 (308,000)	
		小学校3年生以下の兄・姉を含めて園児が第何子に該当するか。		
④	市民税所得割額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
⑤	市民税所得割額が211,200円以上の世帯	対象外	154,000	



◆平成30年度

市民税額の区分		兄・姉の有無		
		生計を一にする兄・姉を含めて、園児が第何子に該当するか		
		第1子	第2子	第3子以降
①	生活保護を受けている世帯	308,000		
②	市民税所得割額が0円の世帯（ひとり親等の世帯）	272,000 (308,000)	308,000 (308,000)	308,000 (308,000)
③	市民税所得割額が77,100円以下の世帯	<u>187,200</u> (272,000)	<u>247,000</u> (308,000)	
		小学校3年生以下の兄・姉を含めて園児が第何子に該当するか。		
④	市民税所得割額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
⑤	市民税所得割額が211,200円以上の世帯	対象外	154,000	

◎ひとり親等の世帯とは次に該当する世帯とする。（変更無し）

- ・ひとり親の世帯
- ・生活保護法に規定する要保護者
- ・身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅に限る。）
- ・療育手帳の交付を受けた者（在宅に限る。）
- ・特別児童扶養手当の支給対象児（在宅に限る。）
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅に限る。）
- ・国民年金の障害基礎年金の受給者その他適切な者

★平成30年度変更点まとめ

- 市民税所得割額77,100円以下の世帯の補助限度額を以下のとおり増額
- ・第1子：139,200円から187,200円（48,000円増額）
- ・第2子：223,000円から247,000円（24,000円増額）